

1. 件名：放射性物質分析・研究施設第1棟におけるRI使用施設の申請に係る面談

2. 日時：令和4年4月26日（火） 15：00～15：50

3. 場所：原子力規制庁7階会議室（テレビ会議システムにより実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

長官官房放射線防護グループ 放射線規制部門

宮脇安全管理調査官、廣上放射線検査官、谷本放射線安全審査官、

星放射線安全審査官

日本原子力研究開発機構（以下「JAEA」という。）

福島研究開発部門 大熊分析・研究センター 施設安全部部長 ほか5名

安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課 技術副主幹

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東電」という。）

福島第一廃炉推進カンパニー

廃棄物対策プログラム部 廃炉ラボPJG員 1名

防災・放射線センター 放射線・環境部 保安総括G員 2名

5. 要旨

（1） JAEA から、3月30日に実施した大熊分析・研究開発センターの使用許可申請（2月14日申請）に関する面談で原子力規制庁から受けたコメントへの対応その他の JAEA が申請書の補正を要すると考える箇所の概要について、資料1に基づき説明を受けた。

（2） 原子力規制庁より、主に以下のコメントを伝えた。

○資料1（1）2）において、施設の概要を追記することだが、廃棄施設における液体状の廃棄物について、排水口からどのように東電に引き渡すのか。その内容について、系統図を含め申請書に記載されたい。

○資料1（1）2）において、申請の概要として、「放射性同位元素の受入から廃棄までの流れ」及び「施設の概要」を追記することだが、その内容を含む本申請内容に関する具体的な運用について、放射線障害予防規程に定める旨を申請書に記載されたい。

○資料1（1）2）において、申請の概要に放射性同位元素についても東電の保安に係る統括管理を受ける旨を申請書に記載し、その具体的な管理については、2022年1月13日の原子力規制庁との面談資料を参考として添付されたい。

○令和3年3月の原子力規制庁との面談において説明を受けた給排気設備の風量不足の件について、その対応結果を示されたい。

→ 東電より「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」（令和4年4月20日変更認可）の変更にて既に対応済みとの回答。（資料2）

（3）JAEAからは、上記（2）のコメントも踏まえて、申請書の一部補正を行う旨の回答があった。

6. 資料

・資料1「放射性物質分析・研究施設第1棟の放射性同位元素等の使用許可に係わる一部補正について」

・資料2「放射性物質分析・研究施設第1棟の風量不足に伴う実施計画の変更認可申請内容について」